#### 国家賠償請求事件

東京地方裁判所平成26年(ワ)第30104号 平成27年10月26日民事第42部判決 口頭弁論終結日 平成27年7月6日

# 主 文

1 被告は、原告に対し、300万9313円及びうち31万6439円に対する平成12年3月1日から、うち31万9860円に対する平成13年3月1日から、うち31万9860円に対する平成13年3月1日から、うち31万9860円に対する平成14年3月1日から、うち23万5661円に対する平成15年3月1日から、うち24万2780円に対する平成16年3月1日から、うち24万9863円に対する平成17年3月1日から、うち25万8847円に対する平成18年3月1日から、うち25万9238円に対する平成20年3月1日から、うち25万9238円に対する平成20年3月1日から、うち25万9238円に対する平成20年3月1日から、うち28万8289円に対する平成22年3月1日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを10分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、原告勝訴部分に限り、仮に執行することができる。

# 第1 請求

被告は、原告に対し、334万3682円及びうち35万1599円に対する平成12年3月1日から、うち35万5400円に対する平成13年3月1日から、うち35万5400円に対する平成13年3月1日から、うち35万5400円に対する平成14年3月1日から、うち26万1846円に対する平成15年3月1日から、うち26万9756円に対する平成16年3月1日から、うち27万7626円に対する平成17年3月1日から、うち28万8042円に対する平成18年3月1日から、うち28万8042円に対する平成20年3月1日から、うち28万8042円に対する平成20年3月1日から、うち32万0321円に対する平成22年3月1日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

#### 第2 事案の概要

## 1 事案の要旨

本件は、原告の父D(以下「D」という。)において、地方税法349条の3の2、同法702条の3が規定する住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の特例(以下「住宅

用地の特例」という。)が適用されるべき土地を所有していたが、平成11年度から平成21年度まで世田谷都税事務所長が同土地に住宅用地の特例を適用しなかったため、固定資産税及び都市計画税(以下、両税を併せて「固定資産税等」という。)を、過剰に納付させられたことにつき、原告が他の相続人との遺産分割合意により、前記過納付に係るDの被告に対する損害賠償請求権を単独で相続したと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、被告に対し、前記過納付相当額の損害賠償として303万9715円及び弁護士費用30万3967円の合計334万3682円並びに各不法行為日(過納付日)の後の日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 前提事実(証拠等の記載のない事実は当事者間に争いのない事実である。証拠等の記載は、明示しない限り枝番を含む。)

#### (1) 当事者等

ア Dは、昭和58年4月19日、別紙物件目録記載1の土地(以下「本件土地」という。) の所有権を相続により取得し、平成25年10月1日に死亡するまで同土地を所有していたもので、本件土地以外にも賃貸用の不動産等を複数所有して不動産賃貸業を行っていた者である。

Dの法定相続人は、妻であるE、長男の原告、二男のFであった。

(甲7, 9, 10, 弁論の全趣旨)

イ 原告は、前記法定相続人間の遺産分割合意に基づき、本件土地の所有権を単独で相続 した。

また、原告は、平成26年10月21日、Dの共同相続人であるE及びFとの間で、本件土地に対する平成11年度分から平成21年度分までの固定資産税等の過納付に関する損害賠償請求権を原告が単独で取得する旨の遺産分割の合意をした。

# (甲1,8,弁論の全趣旨)

ウ 被告は、その区域内に所在する本件土地について固定資産税等を課税した地方公共団体であり、世田谷都税事務所長は被告の職員である。

# (2) 本件土地の利用状況

本件土地上には、同土地を賃借していたGが昭和51年7月30日に建築して所有権保存登記を了していた別紙物件目録記載2の建物(以下「本件建物」という。)が存在しており、本件土地は、Dが所有権を取得した昭和58年当時から外観上住宅用地の特例の適用要件を満たす状況にあった。

(甲1, 2, 3, 弁論の全趣旨)

# (3) 平成6年度から平成10年度までの課税状況

本件土地の固定資産税等の賦課徴収権限を有する世田谷都税事務所長は、Dに対し、本件土地の固定資産税等につき、平成6年度課税分から平成10年度課税分までは住宅用地の特例を適用した金額を納税額として通知し、これに基づきDに固定資産税等を納税させた。

#### (4) 平成11年度分から平成21年度分までの過納付

世田谷都税事務所長は、平成11年度課税分から平成21年度課税分まで、本件土地に 住宅用地の特例を適用することなく、別紙課税額等一覧表の既課税額欄の金額を納税額と してDに通知し(以下、「本件課税処分」という。)、Dは各年度の2月末日までに通知され た納税額を固定資産税等として被告に納付した。

本件土地に住宅用地の特例を適用した場合の納税額は、別紙課税額等一覧表の住宅用地の特例適用時の課税額欄記載の金額であり、別紙課税額等一覧表の差額欄記載の各金額(合計303万9715円)につき、固定資産税等の過納付が生じた。

# (5) 平成22年度分から平成25年度分までの過納付及び還付

世田谷都税事務所長は、平成22年度課税分から平成24年度課税分までの本件土地に対する固定資産税等についても、住宅用地の特例を適用することなく算出した納税額をDに通知し、また、D死亡後は、平成25年度課税分について同様に算出した納税額を原告に通知し、Dは平成24年度まで、各年度の2月末日までに通知された納税額を固定資産税等として被告に納付し、原告も同様に平成26年2月末日までに通知された納税額を固定資産税等として被告に納付した。

原告は、同年6月18日、世田谷都税事務所を訪問し、本件土地に対する固定資産税等の金額について疑義がある旨を指摘したところ、被告は、本件土地に対する平成22年度課税分から平成25年度課税分について、住宅用地の特例を適用して課税標準額を修正し、その旨を原告に対して通知し、平成26年7月31日、本件土地の固定資産税等につき、税額変更の賦課決定をし、原告に対して固定資産税・都市計画税決定通知書を送付した上、同年9月30日までに平成22年度から平成25年度までの過納付額合計115万2800円及び還付加算金合計8万5200円を原告に還付した。

(甲4, 5, 6)

- 3 争点及びこれらに対する当事者の主張
- (1)世田谷都税事務所長が、本件土地に対する平成11年度課税分から平成21年度課税分の固定資産税等の賦課徴収において、住宅用地の特例を適用することなく本件課税処分を行ったことが国家賠償法上違法であり、被告担当職員に過失が認められるか。

(原告の主張)

ア 固定資産税等については、地方税法上申告納税方式ではなく、賦課課税方式が採用されており、住宅用地の特例は、住宅用地の要件を満たす土地の課税標準額を通常よりも低額にすることによって、同土地の固定資産税を減額しようとするもので、同特例の適用につき、住宅用地の所有者の申告は要件とされておらず、また、被告担当職員は住宅用地の要件を満たす土地につき、同特例を適用するか否かの裁量を有するものではない。

そして、都税事務所長は、東京都都税条例136条の2第1項の住宅用地の申告の有無 にかかわらず、個別住民との関係で、住宅用地の特例の適用要件の有無を調査し、同特例 が適用される土地については同特例に従って算出した価格(評価額)を固定資産課税台帳 に登録した上,この価格に基づき固定資産税等の課税決定をすべき職務上の義務を負って いるというべきである。

イ 本件では、本件土地に対する固定資産税等の課税につき、少なくとも平成6年度課税 分から平成10年度課税分までは住宅用地の特例を適用した税額の賦課徴収がなされてお り、しかも平成10年度及び平成11年度の前後において、同特例の要件を満たす前提事 実たる本件建物の存在という客観的事情に何ら変更はなかったことからすれば、世田谷都 税事務所長は、住宅用地の特例の適用を外す理由がないのにこれを外すという単純かつ明 白な誤りを犯すに至っている。

よって、世田谷都税事務所長は、本件土地の課税行為の検討に当たって職務上尽くすべき義務を怠っているといえ、同所長が住宅用地の特例を適用せず本件課税処分を行ったことは、国家賠償法1条1項の適用上違法であるというべきであり、同所長に過失があったことも明白である。

(被告の主張)

争う。

(2)消滅時効の成否

(被告の主張)

本件土地における各年度の課税状況について、平成11年度以降の各年度の6月にDに対して送付された課税明細書には(全部)非住宅用地又は非住宅用地減免と記載されており、また同書には、課税明細書とともに住宅用地の特例や課税明細書に住宅用地の特例の適用の有無が表示されていること等を説明する文書が同封されていた。また、Dは、本件土地のほか賃貸用共同住宅を複数所有して不動産所得を有しており、本件土地の固定資産税等は所得税上の必要経費として計上していたものと解されるから、D又は同人の確定申告業務を代理していたH税理士(以下「H税理士」という。)において、平成11年度に本件土地に対する納税額が前年度の4倍にも上昇したことを遅くとも平成12年3月の確定申告時には認識していたと推認でき、次年度以降についても、遅くとも確定申告を行う時期である各年度末である3月時点には認識していた。

よって、仮に平成11年度課税分から平成21年度課税分までの固定資産税等について、 Dに、過納付によって被告に対する損害賠償請求権が発生したとしても、当該請求権は既 に時効により消滅しているといえるから、被告はこれを援用するとの意思表示をした。

(原告の主張)

否認ないし争う。

Dは、本件土地の外にも賃貸用共同住宅を複数所有していたため、確定申告時に必要経費として算入する固定資産税等についても、本件土地を含む複数の不動産に関する固定資産税等を合計したものをまとめて経費として計上していたのであって、本件土地に関するもののみを個別に経費として認識していた事実はない。また、Dが、平成10年度の確定申告時に経費計上した租税公課の金額は、936万0580円である一方、平成11年度

の金額は903万9780円であり、むしろ前年と比べて減少しているのであり、本件土地に関する固定資産税等が占める割合はわずか数%にすぎないことからすれば、Dが本件土地に対する固定資産税等の税額の急激な上昇を認識していたとはいえない。

さらに、Dは本件土地に対する固定資産税等の過大な課税について不服申立てや問合せを行っていないもので、自らの資産に過大な課税がされていることを知っていたのであれば、課税庁に対して何らの問合せもしないままこれを放置することは考え難い。

したがって、Dは本件土地について過大な課税をされていることを認識していたとはいえない。

# (3) 原告の損害及び過失相殺の有無

(原告の主張)

ア 世田谷都税事務所長による違法な本件課税処分により、Dには、過納付した固定資産税等の合計303万9715円相当額の損害が生じている。また、違法な本件処分と相当因果関係のある弁護士費用としては、前記損害額の1割である30万3967円と考えるのが相当である。

イ 過失相殺の主張については争う。

被告の主張するような記載を踏まえて課税明細書の記載を注意深く検討するような納税者はごくわずかであり、大半の納税者は東京都税事務所の認定を鵜呑みにして何らの疑念も持たないのが実情である。

本件は、もともと住宅用地の特例の適用要件を備え、実際に同特例の適用を受けていたところ、本件土地上の建物の存在という客観的事実に何らの変化がないのに世田谷都税事務所長は平成11年度から突然同特例の適用を認めなかったという単純かつ明白な誤りを犯し、これを長期間放置しているのであって、このような被告側の過失の重大さに鑑みれば、本件で過失相殺を行うべき理由はない。

#### (被告の主張)

# ア 損害額は争う。

弁護士費用相当損害金は、訴訟委任により発生するものであるからDに生じた損害ではない。仮に、弁護士費用相当額が本件課税処分により生じた損害であるとしても、本件違法行為時から実際に弁護士費用を支払う必要が生じた時点までの中間利息は控除されるべきである。

イ 各年度の6月頃にDに送付されていた課税明細書には(全部) 非住宅用地又は非住宅 用地減免との記載があったこと,住宅用地の特例や課税明細書に住宅用地の特例の適用の 有無が表示されていること等を説明する文書が同明細書に同封されてDに送付されていた こと,Dは平成11年度に本件土地に対する納税額が前年度の4倍にも上昇したことを本 件土地の固定資産税等を所得税上の必要経費として計上する際に容易に認識できたことに 照らし,Dには損害の発生及びその拡大につき過失があったというべきである。

#### 第3 当裁判所の判断

- 1 争点(1)(本件課税処分の国家賠償法上の違法の有無及び世田谷都税事務所長の過失の有無)について
- (1)世田谷都税事務所長が、本件土地の固定資産税等を過大に賦課徴収したことが国家 賠償法1条1項にいう違法に当たるか否かは、固定資産税等を過大に賦課徴収したという 結果のみをもって判断されるべきではなく、被告担当職員が資料を収集し、これに基づき 課税要件事実を認定、判断する上において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くしたか 否かにより判断するのが相当である(最高裁第一小法廷平成5年3月11日判決・民集4 7巻4号2863頁参照)。
- (2) 地方税法は、固定資産税等の徴収につき、申告納税方式ではなく、賦課課税方式を採用しているものと解され、同法349条の3の2及び702条の3の規定からすれば、住宅用地の特例の適否につき、被告に裁量は認められていないと解されること、また、同各条において、住宅用地の特例の適用に当たり、土地所有者の申告は要件とされておらず、同法403条2項は、固定資産の評価の適正と均衡を確保するため、固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、納税者と共にする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法により、公正な評価をするように努めなければならないと規定していることからすれば、被告担当職員は、納税義務者からの住宅用地の申告の有無にかかわらず、住宅用地の特例の適用要件の有無を調査し、同特例が適用される土地については同特例を適用し、固定資産税等の課税を行うべき職務上の義務を負っているというべきである。

本件では、前記第2の2(2)ないし(4)のとおり、世田谷都税事務所長は、本件土地において住宅用地の特例が適用されるべきであったのに、平成11年度課税分から平成21年度課税分まで住宅用地の特例を適用せず本件課税処分を行ったこと、世田谷都税事務所長は、本件土地につき、平成6年度課税分から平成10年度課税分については住宅用地の特例の適用があるものとして固定資産税等の賦課徴収を行っていたが、平成11年度の固定資産税等に関し、住宅用地の特例の適用がないことを前提とする固定資産税等の賦課徴収を行うに至り、その後同様の取扱いを継続しているところ、平成10年度から平成11年度にかけて、住宅用地の特例の適用要件に関し本件土地には何らの客観的状況の変化がなかったものと認められる。そして、このような事実経過に加え、被告は世田谷都税事務所長においてこのような取扱いをすることが相当であると判断すべき合理的な理由の主張及び証拠の提出を何らしておらず、全証拠を検討してもそのような合理的理由を見出すことができないことを総合考慮すると、世田谷都税事務所長が本件課税処分にあたり、被告担当職員において、通常尽くすべき職務上の注意義務を尽くしていなかったものと認められる。

したがって、世田谷都税事務所長の本件課税処分は、住宅用地の適用を前提とすれば固 定資産税等の賦課徴収が認められない納税額を通知して徴収した点において、国家賠償法 1条1項の適用上違法であり、被告担当職員である世田谷都税事務所長に過失があったと 認められる。

# 2 争点(2)(消滅時効の成否)について

被告は、D又は同人から確定申告業務を受任したH税理士が、世田谷都税事務所長の本件課税処分が国家賠償法上違法であることについて、遅くとも確定申告を行う時期である 平成11年から平成21年の各年度の3月時点で認識していたと主張する。

しかし、Dが固定資産税等を過大に納付させられ、それにより損害が生じていることを認識していたのであれば、直ちに都税事務所に問合せて過納付した金銭の返還を求め、またその後の固定資産税等の課税につき適正な対応を求めるのが自然であるが、前記第2の2(4)(5)のとおり、Dは、平成24年度まで世田谷都税事務所長の課税通知に従い過納付を行っていたことからすると、Dが各年度の3月時点で本件課税処分が違法であることを認識していたとは認められない(なお、被告は、Dの代理人であるH税理士を基準に本件課税処分が不法行為に該当することの認識の有無を判断すべきであると主張するが、H税理士はDから確定申告業務を受任した税理士にすぎず《甲9、10》、本件課税処分を受けることについてDを代理するような関係にあった者ではないから、被告の主張は採用できない。)。

したがって、被告の前記主張は認められず、消滅時効の主張は、損害及び加害者を知った時から3年間の時効期間の経過が認められないものとして理由がない。

- 3 争点 (3) (原告の損害及び過失相殺の有無) について
- (1) 前記第2の2(4) のとおり、本件課税処分によるDの過納付額は合計303万9715円であると認められ、Dは、前記1のとおり国家賠償法上違法であると認められる本件課税処分と相当因果関係のある損害として同額の損害を被ったものと認められる。

# (2) 過失相殺

ア 一般に、税務の専門家ではない納税義務者は、都税事務所長の通知が正当なものと信じ、その課税内容の妥当性を精査することなく納税を行うことも無理からぬものと考えられ、地方税法上は、住宅用地の特例の適否を含めた固定資産評価及び賦課税額決定を原則として課税庁の責務としていると解されること、Dは、平成10年以降本件土地の利用状況に変更を生じさせた事実はなく、東京都都税条例136条の2第1項に基づく申告義務を負っていたものとは認められないことからすると、Dが、本件課税処分が適正なものと信じてその通知に係る納税額を納付したことはやむを得ないものであったと解される。もっとも、証拠等(末尾に記載する。)によれば、Dは、本件課税処分がされた当時、本件土地以外にも賃貸用の不動産等を複数所有して不動産貸付業を行っていたもので、その所有に係る不動産の固定資産税等の額について関心を有しているのが通常であるところ(前記第2の2(1))、本件土地に対する平成11年度課税分以降の固定資産税等の納税額は、平成10年度までの納税額と比較して4倍にも増額となっていたもので、Dは、税制上の特段の変更等がないのに、本件土地の固定資産税等が増額となっていたことの異常さを認

識することができたと認められること,世田谷都税事務所長は,Dに対し,本件土地に関する平成11年度課税分以降の本件課税処分において,平成10年度までと異なり,(全部)非住宅用地又は非住宅用地減免と記載した課税明細書を送付するとともに,住宅用地には固定資産税等につき税負担の軽減等の特例措置があることなどが記載された書面を同封し,平成13年度から平成17年度までは,同書面に加え,住宅用地の税負担の軽減に関し,課税明細書の備考欄の課税区分を確認し,土地の利用状況との相違がないかの確認を求める旨を記載した書面を同封していたこと(乙3,弁論の全趣旨),以上のような経過にあって,Dは,本件土地の固定資産税等の納税額が適正額であるか否かを確認することもなかったこと(弁論の全趣旨)が認められる。

イ そうすると、Dにおいて本件課税処分が、それまで適用していた住宅用地の特例を、何らの事情の変更がないのに適用外のものと不利益に扱ってされたものであることを認識することができたというべきで、本件課税処分の内容が適正ではないことを、前記課税明細書の内容を確認することによって容易に知り得たものと認められるから、本件課税処分に従って行った過納付による損害について、損害額の1割を過失相殺するのが相当である。

#### (3) 過失相殺後の損害額

Dの前記(2)の過失相殺後の損害額は、平成11年度分が28万7672円、平成12年度分が29万0782円、平成13年度分が29万0782円、平成14年分が21万4238円、平成15年度分が22万0710円、平成16年度分が22万7149円、平成17年度分が23万5316円、平成18年度分が23万5671円、平成19年度分が23万5671円、平成20年度分が23万5671円、平成21年度分が26万2081円となる。

# (4) 弁護士費用

本件課税処分により生じた損害の賠償を求める国家賠償請求訴訟を提起するにあたっては、通常、弁護士に依頼することが必要であると考えられることに加え、本件の事案の複雑さや専門性の高さ等本件に関する一切の事情を考慮すると、前記(3)の各損害額の1割に相当する金額(平成11年度分が2万8767円、平成12年度分が2万9078円、平成13年度分が2万9078円、平成14年分が2万1423円、平成15年度分が2万2071円、平成16年度分が2万2714円、平成17年度分が2万3531円、平成18年度分が2万3567円、平成20年度分が2万3567円、平成21年度分が2万6208円)をもって、被告の違法行為と相当因果関係を有する弁護士費用相当額の損害と認めるのが相当である。

なお、この弁護士費用相当額の損害は、違法な本件課税処分による損害として不法行為時に生じたものと解されるべきものである。また、同損害は、実際に原告が負担した時点における弁護士費用額を損害として認めるものではなく、不法行為によって通常生ずべき損害の範囲の弁護士費用相当額を損害に加算するものであるから、被告の中間利息を控除すべきとの主張は採用しない。

# 第4 結論

以上によれば、原告の本訴請求は、前記第3の3で認めた金額(過失相殺後の損害額に 弁護士費用相当額を加えた額)及びこれに対する附帯請求の限度で理由があるからこれを 認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

なお、仮執行宣言免脱の申立てについては相当でないからこれを付さないこととする。

東京地方裁判所民事第42部 裁判官 太田多恵 裁判官 小泉敬祐 裁判長裁判官木納敏和は転補のため署名押印することができない。 裁判官 太田多恵

#### ●物件目録

1 所在 世田谷区 $\alpha \times$ 丁目

地番 ×××番×

地目 宅地

地積 162.90平方メートル

2 所在 世田谷区 $\alpha \times$ 丁目 $\times \times \times$ 番地 $\times$ 

家屋番号 ×××番×

種類 居宅

構造 木造瓦葺 2 階建

床面積 1階 65.27平方メートル

2階 38.00平方メートル

## ●課税額等一覧表

<省略>